

長岡市農作物等渇水対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市は、令和6年度の異常渇水により稲作又は養鯉^りへの被害等の対策を実施した市内の農業者及び養鯉業者の負担軽減を図るため、異常渇水の対策に要した経費について、予算の範囲内で長岡市農作物等渇水対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 補助金に係る補助対象者、補助対象事業及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡市農作物等渇水対策事業補助金交付申請書（兼実績報告書）（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、長岡市農作物等渇水対策事業補助金交付決定通知書（兼確定通知書）（別記第2号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(交付条件)

第5条 補助金の交付に際しては、規則第5条に定めるもののほか、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助金により取得した資材、機材等を補助対象事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (2) 補助金により取得し、又は効用の増加した資材、機材等を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助金により取得し、又は効用の増加した資材、機材等は、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図ること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了の年度の翌年度から起算して5年間、保管すること。
- (5) 補助対象事業に係る経理は他の経理と明確に区分して行うこと。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
<p>市内に住所を有する農業者、農業者が組織する団体、農業法人、土地改良区、農業協同組合、養鯉業者又は養鯉業者が組織する団体で、次の要件を満たすもの</p> <p>1 水稲の栽培にあつては、かん水実施必要面積が次に掲げる面積のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 令和6年度水稲作付面積の30パーセント以上の面積</p> <p>(2) 30アール以上</p> <p>2 園芸作物の栽培にあつては、令和6年度園芸作物作付面積が10アール以上あるもの</p> <p>3 養鯉にあつては、かん水実施必要面積が次に掲げる面積のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 令和6年度総野池面積の30パーセント以上の面積</p> <p>(2) 30アール以上</p>	<p>令和6年5月27日から同年9月10日までの間に要した次に掲げる費用</p> <p>1 ポンプ車等及びポンプ、消雪井戸用の発電機の借り上げに要する費用</p> <p>2 ポンプ、ホース及びポリタンの購入に要する費用</p> <p>3 ポンプ及び発電機の運転に要する燃料費</p>	<p>補助対象経費の50パーセントに相当する額（1,000円未満の額を切り捨て）。ただし、10万円を上限とする。</p>

別記第1号様式（第3条関係）

長岡市農作物等渇水対策事業補助金交付申請書（兼実績報告書）

年 月 日

長岡市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

長岡市農作物等渇水対策事業補助金の交付を受けたいので、長岡市農作物等渇水対策事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の内容 別紙のとおり

別紙

氏名 _____

1 かん水実施した農地

土地の所在地		作付面積	区分 (水稲・園芸・養鯉)
地名	地番		
長岡市		a	
合計			

※ 本事業で申請する水田、畑地、野池等を記入してください。

※ 書ききれないときは、添付資料の営農計画書又は一覧表等の該当部分に印を付けて提出してください。

2 農業用水確保のため、借上げた機械器具

借上げをした機械器具及び規格 (ポンプ車等、ポンプ、消雪井戸用発電機)	数量	稼働日数	借上げに要した金額(税込)
合計			

3 農業用水確保のため、購入した機械器具

購入した資機材及び規格 (ポンプ、ホース、ポリタンク)	数量	単位 (台・m・個)	稼働日数	購入金額(税込)
合計				

4 ポンプ及び発電機に係る燃料費

ポンプ・発電機 (該当に○)	規格・能力	稼働日数	1日当たりの稼働時間	燃料使用量 (ℓ)	要した金額 (円)
ポンプ・発電機					
	合 計				

5 添付書類

- (1) 借上げ、購入を証する書類(機械器具及び燃料の領収書又はレシート、請求書の写し)
- (2) 借上げ、購入した資機材使用中の写真及び型式の拡大写真
- (3) 購入資機材のカタログ
- (4) 位置図(住宅地図でも可)
- (5) 「令和6年産水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書(兼確認野帳)」の写し又ははほ場一覧

第2号様式（第4条関係）

長岡市農作物等渇水対策事業補助金交付決定通知書（兼確定通知書）

第 号
年 月 日

様

長岡市長

年 月 日付けであった長岡市農作物等渇水対策事業補助金の交付申請について、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金の交付条件